



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年6月29日金曜日 第1874号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|----------------------------|-----|
| 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件)..... | 752 |
| 指定障害福祉サービス事業者の指定(2件)..... | 754 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(3件)..... | 754 |
| 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 755 |
| 市営土地改良事業の換地処分..... | 755 |
| 県営土地改良事業の工事の完了(2件)..... | 755 |

| | |
|--------------------|-----|
| 付保義務の発生..... | 756 |
| 付保義務の消滅..... | 756 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 756 |
| 道路の位置の指定..... | 756 |

公 告

| | |
|--------------------------|-----|
| 愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施..... | 756 |
| 愛媛県立農業大学校入学試験の実施..... | 757 |

告 示

○愛媛県告示第1175号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 の 年 月 日 | 届 出 の 年 月 日 |
|------------|-----------------------|--|------------------|------------------|--------------|-------------|
| バルティ・フジ三島 | 四国中央市三島中央一丁目字陣屋1928-1 | 大規模小売店舗の名称 | フジ三島店 | バルティ・フジ三島 | 平成18年7月24日 | 平成19年6月18日 |
| | | 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社フジ代表取締役 時任紀邦 | 株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭 | 平成17年9月1日 | |
| | | | 株式会社フジ代表取締役 高橋吉昭 | 株式会社フジ代表取締役 尾崎英雄 | 平成18年7月24日 | |
| | 大規模小売店舗において小売業を行う者等 | 株式会社フジほか5者 | 株式会社フジほか2者 | | 平成13年8月31日ほか | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1176号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の年月日 | 届出年月日 |
|------------|--------------|--|---|--|----------------|----------------|
| バルティ・フジ今治 | 今治市小泉四丁目5番1号 | 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦 | 株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭 | 平成17年 9月1日 | 平成19年 6月18日 |
| | | | 株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭 | 株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄 | 平成18年 7月24日 | |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | 株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、有限会社せんば、株式会社キタムラ、株式会社四国フジパン | 株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、有限会社せんば、株式会社キタムラ、九州フジパンスター株式会社 | 平成18年 8月1日 | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更する年月日 | 届出年月日 |
|------------------|----------------|-------------------------------|--|--|----------------|---------------|
| フジグラン重信・ディックEX重信 | 東温市野田三丁目1番13号外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 株式会社フジ他 午前9時から午後12時 時まで（書籍・CD売場以外の閉店時刻は午後10時） ダイキ株式会社 午前8時から午後8時まで | 株式会社フジ他 午前9時から午後10時 時まで ダイキ株式会社 午前8時から午後8時まで | 平成19年 6月10日 | 平成19年 6月8日 |
| | | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 駐車場1～5 午前8時から午後12時 時まで 駐車場6～9、11～13 午前8時から午後10時 時まで 駐車場10 午前8時から午後8時 時まで | 駐車場1、2、4、5 午前8時から午後10時 15分まで 駐車場3 工事期間中閉鎖 駐車場6～9、11～13 午前8時から午後10時 時まで 駐車場10 午前7時45分から午後8時 15分まで | | |
| | | 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 24箇所 | 23箇所 | | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

政課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1178号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|------------|---------------|------------------|--------|---------------|---------------|---------------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3811300106 | 社会福祉法人澄心 | 四国中央市豊岡町大町2005番1 | 武村志延 | 生活介護 | ステップbyすてっぷ | 四国中央市川之江町字蜜殿坊2472番1 | 平成19年4月1日 |
| 3811300106 | 社会福祉法人澄心 | 四国中央市豊岡町大町2005番1 | 武村志延 | 就労移行支援（一般型） | ステップbyすてっぷ | 四国中央市川之江町字蜜殿坊2472番1 | 平成19年4月1日 |

○愛媛県告示第1179号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|------------|---------------|-----------------|--------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3810400113 | 有限会社タカハシ | 八幡浜市沖新田1510番地53 | 水野豊 | 居宅介護 | 訪問介護ステーションももたろう | 八幡浜市沖新田1510番地53 | 平成19年4月1日 |
| 3810400113 | 有限会社タカハシ | 八幡浜市沖新田1510番地53 | 水野豊 | 重度訪問介護 | 訪問介護ステーションももたろう | 八幡浜市沖新田1510番地53 | 平成19年4月1日 |

○愛媛県告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊予郡砥部町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|----------------|
| 理事 | 川本豊 | 伊予郡砥部町大南2450番地 |
| " | 武智正照 | 伊予郡砥部町大南1572番地 |
| " | 白潟恒仁 | 伊予郡砥部町大南636番地 |
| " | 八束巖 | 伊予郡砥部町大南836番地 |
| " | 岡本昇 | 伊予郡砥部町岩谷313番地 |
| " | 澤田茂 | 伊予郡砥部町岩谷106番地 |
| " | 入江長親 | 伊予郡砥部町大平148番地 |
| " | 門田尚士 | 伊予郡砥部町万年575番地 |
| " | 前田義夫 | 伊予郡砥部町外山84番地 |
| " | 古田俊正 | 伊予郡砥部町五本松362番地 |
| " | 影浦公洋 | 伊予郡砥部町北川毛626番地 |
| " | 福岡義一 | 伊予郡砥部町大角蔵140番地 |

| | | |
|----|------|----------------|
| " | 福島美史 | 伊予郡砥部町川井1323番地 |
| " | 三谷修作 | 伊予郡砥部町宮内575番地1 |
| " | 相田理夫 | 伊予郡砥部町原町175番地 |
| " | 柳田勇 | 伊予郡砥部町高尾田881番地 |
| " | 相田孝二 | 伊予郡砥部町三角178番地 |
| " | 沼田滋 | 伊予郡砥部町重光378番地 |
| " | 松田憲明 | 伊予郡砥部町八倉359番地 |
| " | 西岡昭司 | 伊予郡砥部町川井1066番地 |
| " | 重松正男 | 伊予郡砥部町田ノ浦235番地 |
| " | 三原義收 | 伊予郡砥部町岩谷318番地 |
| 監事 | 福山数義 | 伊予郡砥部町外山465番地 |
| " | 永田公也 | 伊予郡砥部町千足126番地 |
| " | 二宮敬介 | 伊予郡砥部町拾町190番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------|----------------|
| 理事 | 武智正照 | 伊予郡砥部町大南1572番地 |
| " | 大内皓 | 伊予郡砥部町大南1818番地 |
| " | 八束巖 | 伊予郡砥部町大南836番地 |
| " | 青木正男 | 伊予郡砥部町大南56番地 |
| " | 中村昭三 | 伊予郡砥部町岩谷467番地 |

| | | |
|-----|---------|-----------------|
| " | 平 岡 敬 司 | 伊予郡砥部町岩谷107番地 |
| " | 入 江 長 親 | 伊予郡砥部町大平148番地 |
| " | 門 田 尚 士 | 伊予郡砥部町万年575番地 |
| " | 前 田 義 夫 | 伊予郡砥部町外山84番地 |
| " | 中 岡 勝 彌 | 伊予郡砥部町外山300番地 |
| " | 戸 澤 成 清 | 伊予郡砥部町北川毛428番地 |
| " | 松 崎 稔 | 伊予郡砥部町七折132番地 1 |
| " | 永 田 公 也 | 伊予郡砥部町千足126番地 |
| " | 三 谷 修 作 | 伊予郡砥部町宮内575番地 1 |
| " | 大 江 宏 | 伊予郡砥部町原町209番地 |
| " | 小笠原 智 久 | 伊予郡砥部町高尾田1067番地 |
| " | 玉 井 章 悟 | 伊予郡砥部町麻生20番地 |
| " | 沼 田 滋 | 伊予郡砥部町重光378番地 |
| " | 武 智 重 一 | 伊予郡砥部町八倉302番地 |
| " | 松 崎 昭 夫 | 伊予郡砥部町拾町191番地 |
| " | 小 西 浩 二 | 伊予郡砥部町大南428番地 |
| " | 泉 年 夫 | 伊予郡砥部町宮内108番地 |
| 監 事 | 井 上 巧 | 伊予郡砥部町五本松367番地 |
| " | 稲 田 泰 教 | 伊予郡砥部町川井1623番地 |
| " | 二 宮 敬 介 | 伊予郡砥部町拾町190番地 |

○愛媛県告示第1181号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、宇和海地区土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 石 崎 九 | 宇和島市下波1351番地 2 |
| " | 川 本 鹿 次 | 宇和島市下波5404番地 |
| " | 二 宮 初 | 宇和島市下波4442番地 |
| " | 増 田 芳 郎 | 宇和島市伊吹町1352番地 2 |
| " | 石 川 秀 樹 | 宇和島市下波3734番地 |
| " | 山 口 栄一郎 | 宇和島市下波2512番地 |
| " | 浜 田 義比古 | 宇和島市下波2298番地 |
| " | 石 崎 豊 | 宇和島市下波1336番地 |
| " | 福 本 義 和 | 宇和島市下波914番地 |
| " | 山 下 良 征 | 宇和島市遊子1360番地 |
| " | 石 城 孝 弘 | 宇和島市遊子5394番地 |
| " | 石城戸 豊 治 | 宇和島市遊子4488番地 |
| " | 山 下 兼 治 | 宇和島市遊子3801番地 |
| " | 梶 田 司 郎 | 宇和島市遊子3610番地 1 |
| " | 米 澤 音 博 | 宇和島市遊子2949番地 |
| " | 川 越 宇佐夫 | 宇和島市遊子2056番地 |
| " | 吉 見 昭 | 宇和島市遊子4177番地 |
| 監 事 | 石 崎 吉 勝 | 宇和島市下波1249番地 |
| " | 谷 本 力 光 | 宇和島市遊子4278番地 |

○愛媛県告示第1182号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、

松野町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成19年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------|------------------|
| 理 事 | 岡 武 男 | 北宇和郡松野町大字吉野227番地 |
| " | 布 久 光 | 北宇和郡松野町大字吉野580番地 |

○愛媛県告示第1183号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市吉岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・吉岡西部地区）の施行を平成19年 6月18日認可した。

平成19年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1184号

平成19年 6月20日四国中央市営災害復旧事業（市単独土地改良事業）大境西地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第 54条第 4 項の規定により公告する。

平成19年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1185号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-------------|----------------|-----------------|
| 農業用排水施設整備事業 | 佐田岬半島西地区 | 平成13年 7月 3日 |
| 農業用道路整備事業 | 佐田岬半島西地区 | 平成18年 3月20日 |

○愛媛県告示第1186号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|-------------|----------------|-----------------|
| 農業用排水施設整備事業 | 風おこし地区 | 平成16年 3月15日 |
| 農業用道路整備事業 | 風おこし地区 | 平成16年 3月20日 |

○愛媛県告示第1187号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

（西条地方局管内）

ひうち加入区

1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成15年7月愛媛県告示第1415号）による保険に付すべき義務は、平成19年6月28日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

（西条地方局管内）

ひうち加入区

○愛媛県告示第1188号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第

○愛媛県告示第1189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------------|---|--|
| 19八局西土第402号 平成19年6月15日 | 西予市宇和町上松葉326番、328番、328番5、328番6、328番7、330番4、336番、337番、338番、339番、340番、341番1、342番3、343番2、345番2 | 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 |
| 19松局建（開）第16号 平成19年6月18日 | 伊予郡松前町大字西古泉字金子80番5 | 松山市古川西三丁目21番12号 福本 キミカ |

○愛媛県告示第1190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

大洲市大洲字浮舟谷 971 番 2 の一部及び 971 番 3 の一部並びに

同市大洲字西門前通り 972 番 4 の一部、973 番 2 の一部及び 974 番 2 の一部

2 申請人の住所氏名

大洲市東大洲 155 番地 2

トミナガ不動産有限会社 代表取締役 富永 邦茂

3 図面省略

公 告

○公 告

愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施について

愛媛県立歯科技術専門学校学則（昭和46年愛媛県規則第13号）第12条第1項の規定による平成20年度愛媛県立歯科技術専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

| 科 別 | 期 日 | 場 所 | 修業年限 | 募集人員 | 受 験 資 格 | 卒業後の資格 |
|--------|---|--------------------------------|------|--------------------------|--|--------------------|
| 歯科衛生士科 | (1) 一般入学試験 平成20年2月14日（木） (2) 推薦入学試験 平成19年10月13日（土） | 伊予郡砥部町高尾田543番地 愛媛県立歯科技術専門学校 | 2年 | 40人（うち、推薦による募集人員は、20人程度） | 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成20年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあっては、愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を受けたものに限る。 | 歯科衛生士試験の受験資格が得られる。 |

| | | | | | | |
|--------|---|----|----|------------------------------|----|--------------------|
| 歯科技工士科 | (1) 一般入学試験 平成20年2月14日(木) (2) 推薦入学試験 平成19年10月13日(土) | 同上 | 2年 | 20人(うち、推薦入学試験による募集人員は、10人程度) | 同上 | 歯科技工士試験の受験資格が得られる。 |
|--------|---|----|----|------------------------------|----|--------------------|

2 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

- ア 入学願書(出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル横4センチメートルの写真をはること。)
- イ 入学資格を証明する書類(卒業証明書、卒業見込証明書等)
- ウ 最終出身校の成績証明書
- エ 推薦入学試験を受ける場合にあつては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書

(2) 入学願書の用紙は、愛媛県立歯科技術専門学校へ請求すること(郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号(33センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)

(3) 入学願書の受付期間及び提出先

ア 受付期間

(ア) 一般入学試験

平成20年1月10日(木)から同月29日(火)まで

(イ) 推薦入学試験

平成19年9月28日(金)から10月4日(木)まで

(ウ) 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

イ 提出先

伊予郡砥部町高尾田 543 番地

(郵便番号 791 2101)

愛媛県立歯科技術専門学校

3 合格発表

(1) 一般入学試験

平成20年2月29日(金)午前9時に愛媛県立歯科技術専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成19年10月31日(水)に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

4 その他

入学試験に関する詳細は、愛媛県立歯科技術専門学校に照会すること。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成20年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成19年6月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の区分

総合農学科及びアグリビジネス科

2 入学試験の期日

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成19年11月15日(木) 学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験(1次募集)

平成20年1月17日(木) 学科試験及び面接試験

ウ 一般入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

平成20年3月6日(木) 学科試験及び面接試験

(2) アグリビジネス科

平成20年1月18日(金) 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 総合農学科

| コース | 修業年限 | 募集人員 |
|---------|--|------|
| 野菜複合コース | 2年 | 55人 |
| 花き複合コース | | |
| 果樹コース | | |
| 畜産コース | | |
| 受験資格 | 次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(平成20年3月に卒業見込みの者を含む。) (2) (1)に掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者 | |

(2) アグリビジネス科

| コース | 修業年限 | 募集人員 |
|----------|------|------|
| 栽培育種コース | 2年 | 15人 |
| 環境・流通コース | | |
| 家畜管理コース | | |
| 食品加工コース | | |

| | |
|------|---|
| 受験資格 | <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法による短期大学を卒業した者（平成20年3月に卒業見込みの者を含む。）</p> <p>(2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者（平成20年3月に卒業見込みの者を含む。）</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者</p> |
|------|---|

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

小論文

イ 一般入学試験（1次募集）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）

(2) アグリビジネス科

小論文

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成19年10月23日（火）から11月1日（木）まで

イ 一般入学試験（1次募集）

平成19年12月10日（月）から21日（金）まで

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

平成20年2月12日（火）から18日（月）まで

(2) アグリビジネス科

平成19年12月10日（月）から21日（金）まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。

(1) 最終学校の調査書

(2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）

(3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦書

(4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。